

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日か休
がとき
の翌日)

目 次

- ◆告 示 字等の区域の新設等
- 解除予定の保安林
- 土地改良事業の認可
- 土地改良法による換地処分
- 都市計画法第六十六条による告示
- 県営住宅の家賃等の徴収事務の委託

告 示

鳥取県告示第六百八十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を新たに画し、町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廢止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、町及び字の区域の変更並びに字の区域の廢止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による倉田地区第一工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十三年八月十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

新たに画する字の名称	同上の区域（昭和五十二年十月十五日現在の地番による。）
国安字東	国安字市場屋敷二〇の二の一部、二二六の一部、二二七の一部、二二八、二二九の二の一部、一三〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇の二と一体をなす国有地の一部、蔵田字六反田三一六の二、三二七の二、三一八の二、三一九から三二二まで、三二三の二、三二四、三二五、三二六の二から三二六の三まで及びこれらと一体をなす国有地、蔵田字村西澤のうち三二七の二及びこれと一体をなす国有地並びに三二七の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、蔵田字曲り澤三三六の二、三三七、三三八の二、三三九の二、三四一の二及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに蔵田字長畝三五四の二と一体をなす国有地の一部

<p>区域を変更する町及び字の名称</p>	<p>同上の区域(昭和五十二年十月十五日現在の地番による。)</p>
<p>国安字市場屋敷</p>	<p>国安字市場屋敷のうち二二〇の二の一部、一二六の一部、一二七の一部、一二八、一二九の二の一部、一三〇の二の一部、一三一の二の一部、一三二の二の一部、一三三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二二〇の一及び三一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、国安字五反田一七五の二の一部、一七六の二の一部、一七六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一七五の二と一体をなす国有地の一部並びに国安字三津井一七七の二の一部、一七七の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>国安字長田</p>	<p>国安字長田のうち一四五の一から一四五の三までの一部、一四八の一部、一五一の一部、一五二から一五四までの一部、一五五、一五六、一五六の一、一五七から一六一まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、国安字五反田一六九から一七二までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一七一と一体をなす国有地の一部、蔵田字曲り澤のうち三三六の一、三三七、三三八の一、三三九の一、三四一の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、蔵田字下澤の全域並びに蔵田字長畝のうち三五一の二、三五二の二、三五三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三五四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>国安字貝柄池</p>	<p>国安字貝柄池のうち一六二の一、一六二の二、一六三の</p>
<p>国安字五反田</p>	<p>一の一部、一六三の二の一部、一六四から一六六までの一部、一六七、一六八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、国安字長田一五二から一五四までの一部、一五五、一五六の一部、一五六の一、一五七から一六〇まで、一六一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに国安字高土手二二三の二の一部、二二四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二二三の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>国安字三津井</p>	<p>国安字五反田のうち一六九、一七〇から一七二までの一部、一七五の二の一部、一七六の二の一部、一七六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一七一及び一七五の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、国安字市場屋敷一三一の二の一部、一三一の二の一部、一三一の六及びこれらと一体をなす国有地並びに一三一の二と一体をなす国有地の一部並びに一三一の七と一体をなす国有地、国安字長田一四五の一から一四五の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地、国安字三津井一七七の二の一部、一八六の二の一部、一八七の二、一八七の二、一八八の二、一八八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに蔵田字長畝三五一の二、三五二の二、三五三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>国安字三津井のうち一七七の一、一七七の二、一八六の一、一八七の一、一八七の二、一八八の一、一八八の二の</p>	<p>国安字三津井のうち一七七の一、一七七の二、一八六の一、一八七の一、一八七の二、一八八の一、一八八の二の</p>

	<p>一部、一八八の三から一八八の六まで、一八九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、国安字長田一四八の一部、一五一の一の一部、一五三の一部、一五六の一部及びこれらと一体をなす国有地、国安字貝柄池一六五の一部、一六六の一部、一六七、一六八の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、国安字五反田一六九から一七一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに国安字高土手二二二の一の一部、二二三の一の一部、二二三の二、二二三の三、二二四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>国安字高土手</p>	<p>国安字高土手のうち二二二の一の一部、二二三の一の一部、二二三の二、二二三の三、二二四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区、国安字長田一六一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一六一と一体をなす国有地の一部並びに国安字貝柄池一六二の一、一六二の二、一六三の一の一部、一六三の二の一部、一六四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>蔵田字六反田</p>	<p>蔵田字六反田のうち三二六の一、三二七の一、三二八の一、三二九から三三二まで、三三三の一、三三四、三三五、三二六の一から三二六の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>蔵田字村西澤</p>	<p>蔵田字村西澤三二七の二及びこれと一体をなす国有地並びに三二七の一と一体をなす国有地の一部</p>

廃止する字の名称

蔵田字曲り澤、藤田字下澤及び蔵田字長畝

鳥取県告示第六百九十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年八月十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川字フタ通り一四六三の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第六百九十一号

西伯郡大山町中高三五〇―七坂田政治郎ほか二十四人の者から申請のあった数人が共同して行う土地改良（高田原地区農道舗装）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において

準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年八月八日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年八月十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百九十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市から同市が行う土地改良事業に係る倉田地区第一工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十三年八月十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第六百九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による都市計画事業の認可の告示があつたので、同法第六十六条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年八月十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 三・四・四上町松並線

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

1 収用の部分

鳥取市片原一丁目、片原二丁目、片原三丁目、片原四丁目及び片原五丁目地内

2 使用の部分

なし

鳥取県告示第六百九十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定に基づき、栄第二団地及び高草第四団地に係る県営住宅の家賃等の徴収事務をそれぞれ大栄町及び鳥取市に委託したので、同令同条第二項の規定により告示する。

昭和五十三年八月十五日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】